

<請求に必要なもの>

- ① 請求書（この用紙）
 - ・ 記入漏れのないように、ご記入をお願いします。
- ② 手数料
 - ・ 定額小為替を郵便局でお求めのうえ同封してください。
島本町における手数料は下記のとおりです。

証明書の種類	1通あたりの手数料額
戸籍謄本（全部事項証明）	450円
戸籍抄本（個人事項証明）	
除籍謄本（全部事項証明）	750円
除籍抄本（個人事項証明）	
原戸籍謄本	
原戸籍抄本	300円
戸籍の附票	
身分証明書	300円
独身証明書	300円
受理証明書	350円
届書の記載事項証明	350円

※上質紙の場合は、1, 400円

※ 島本町以外にご請求される場合は、ご請求先へご確認をお願いします。

- ③ 返信用封筒
 - ・ 送付先住所・氏名を明記し、切手を貼付のうえ、同封してください。
お急ぎの場合は、別途速達手数料分の切手も貼付してください。
- ④ 請求者の本人確認書類の写し
 - ・ 送付先（現住所）が記載されている次のような本人確認書類のコピーを同封してください。
例）運転免許証、マイナンバーカードなど
- ⑤ その他
 - ・ 本人・配偶者・直系尊属卑属（子・父母・孫など）以外からの請求の場合、委任状など別途書類の添付をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。

<請求先>

- ・ 戸籍関係の証明書は、本籍の市区町村で発行しています。必要書類を、本籍の市区町村へ送付してください。
- ・ 島本町に本籍がある場合は、下記へ送付してください。

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 住民課 戸籍係 宛

<注意事項>

- ・ 返信先は請求者の住民登録地（住民票に記載されている現住所）となります。
- ・ 島本町におきましては、平成27年3月21日に戸籍のコンピュータ化を実施しております。平成27年3月21日より以前に死亡などにより除籍となった方の記載は、現在の戸籍には移記されておられません。
- ・ 除籍となってから5年間を経過した戸籍の附票は、保存年限経過により交付できません。あらかじめご了承ください。
- ・ プライバシーの侵害につながるような不当な目的による請求には応じられません。
- ・ 偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は、戸籍法第133条の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。